

設置義務規定

●印……漏電遮断器設置義務あり。

×印……設置義務なし。

－印……該当なし。

法規	設置機器と環境	対地電圧 使用電圧	150V以下			150V超過	
			60V 以下	100V	単 3 200V	200V	415V
電気設備 技術基準	金属製外箱を 有する機器 (第41条)	1. 水気がある場所	×	●	●	●	●
		人が容易にふれるおそれがある場合 2. 湿気の多い場所	×	×	×	●	●
		3. 乾燥した場所	×	×	×	×	●
		4. 機械器具を発・変電所、開閉所およびこれに準ずる場所に施設する場合	×	×	×	×	●
		5. 機械器具内に▽適用の漏電遮断器を施設し、引出部を補強した場合	×	×	×	×	－
		6. 接地抵抗値が3Ω以下の場合	×	×	×	×	●
		7. ▽適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	－
		8. 絶縁変圧器を使用した非接地回路	×	×	×	×	●
		9. ゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆した機器	×	×	×	×	●
		10. 誘導電動機の二次側に接続される機器	×	×	×	×	●
		11. 電気浴器・電気炉・電気ボイラ・電解槽など	×	×	×	×	●
		12. 特高・高压電路に変圧器によって結合される低圧電路（発・変電所の電路を除く）(第41条)	×	×	×	×	●
		13. 住宅屋内で対地電圧150Vをこえる電路に施設する2kW以上の機器(第177条)	－	－	－	●	－
		14. 火薬庫内に施設する機器(第210条)	●	●	●	－	－
		15. フロアヒーティング、パイプラインなどの電熱装置(第243条)(第243条の2)	●	●	●	●	●
		16. 電気温床などの施設(第244条)	●	●	●	●	●
		17. プール用水中照明灯などの施設(第247条)	● (30V以下×)	●	－	－	－
		18. 地上に施設する電路で電線がキャプタイヤケーブルである場合(第156条)	×	×	×	×	●
		19. 接地工事が困難な場所(第18条・28条)(注)①	●	●	●	●	●
		20. コンクリート埋設の臨時配線(第252条の2)	●	●	●	●	－
労働安全 衛生規則	移動式・可搬式の 電動機械器具 (第333条 第334条)	21. 水などの誘電性の高い液体で湿潤している場所	● (50V以下×)	●	●	●	●
		22. 鉄板上・鉄骨上・定盤上など誘電性の高い場所	● (50V以下×)	●	●	●	●
		23. 上記21・22以外の場所	×	×	×	●	●
		24. 絶縁変圧器を使用した非接地回路	×	×	×	×	●
		25. 絶縁台上で使用する場合	×	×	×	×	×
		26. ▽適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	－
		27. 作業者が絶縁電線または移動電線に接触するおそれがある場合(第336条)	● (50V以下×)	●	●	●	●

(注)①漏電遮断器装置を設置すれば接地抵抗値は500Ω以下でよい。また接地工事ができない場合には、15mA感度品(0.1秒以内)を設置しなければならない。(300V以下、100A以下に限る。)

■一部漏電警報装置で代用できる場合があります。
■詳細は、「電気設備技術基準」「労働安全衛生規則」を参照下さい。